

資料 (I)

総務課

1. 平成22年度予算(案)の概要等

平成22年度予算案 1,943億3千6百万円

(平成21年度予算額 2,132億6千1百万円)

○主な事業内容

救急・周産期医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 周産期母子医療センターの充実など周産期医療体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>総合（地域）周産期母子医療センター運営事業の大幅拡充（NICU・GCUの運営費補助を新設）</u> 57億円 ・ <u>新生児医療担当医確保支援事業（新生児担当医手当）（新規）</u> 1億円
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 救命救急センター等の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救命救急センター運営事業 56億円 ・ <u>小児救命救急センター運営事業（新規）</u> 3億円 ・ <u>診療所の二次救急医療機関に対する診療協力への支援（新規）</u> 2億円
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域における搬送・受入ルールの策定など医療と消防の連携強化 ➤ ドクターヘリの配備促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消防法一部改正に伴う受入困難事案患者受入医療機関支援事業（新規）</u> 5億円 ・ <u>ドクターヘリ導入促進事業</u> 28億円
医師確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 女性医師の復職、院内保育所の整備への財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性医師等就労支援事業 3億円 ・ 病院内保育所運営事業 21億円
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 救急、産科医療等を担う勤務医等の手当への財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急勤務医支援事業（救急勤務医手当） 21億円 ・ 産科医等確保支援事業（分娩手当等） 22億円 ・ <u>新生児医療担当医確保支援事業（新生児担当医手当）（新規）〔再掲〕</u> 1億円
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域への医師派遣に協力する医療機関への財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医師不足地域における臨床研修の実施経費</u> 11億円
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新人看護職員研修を行う医療機関等への財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新人看護職員研修事業（新規）</u> 17億円

救急医療・周産期医療等の確保について

課題	政府の取組
<p>○ 救急利用が増加する一方で、救急医療に参加する二次救急医療機関等が減少し、救急患者が円滑に受け入れられない事案が発生。</p> <p>○ 乳児死亡率は低いですが、1～4歳児死亡率は高い。</p>	<p>① 傷病者の搬送及び受入れの実施基準の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各都道府県において、改正消防法に基づき、傷病者の搬送及び受入れの実施基準を策定 ※ 実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実態調査 <p>② 平成22年度予算案</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 傷病者の搬送及び受入れの実施基準に基づき、受入困難患者の受入れを確実にを行う医療機関の空床確保に対する支援（新規） ➢ 診療所医師が二次救急医療機関等で、夜間・休日に診療支援を行う場合の支援（新規） ➢ 急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院を促進するため施設内・施設間の連携を担当する専任者の配置に対する支援（新規） ➢ 「小児救命救急センター（仮称）」や小児集中治療室に対する支援（新規） ➢ ドクターヘリ導入促進事業の充実（補助基準額の引上げ等）

課題	政府の取組
<p>○ 新生児集中治療室（NICU）が不足するなど、周産期医療体制の充実が必要。</p>	<p>① 周産期医療体制整備計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 周産期医療体制整備指針の見直しを行うため、「周産期医療の確保について」（平成22年1月26日付け 医政発0126第1号）を発出したところであり、各都道府県において、速やかに周産期医療体制整備計画を策定※ NICUの確保：出生1万人対25床～30床を目標 <p>② 平成22年度予算案</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 総合周産期母子医療センターの運営に対する支援（MFICU・NICU・GCUの運営支援、産科合併症以外の合併症を有する母体を受け入れる体制整備の支援、診療所医師が夜間・休日に診療支援を行う場合の支援）（拡充）➢ 地域周産期母子医療センターの運営に対する支援（MFICU・NICU・GCUの運営支援、診療所医師が夜間・休日に診療支援を行う場合の支援）（拡充）➢ NICUにおいて、新生児を担当する医師の手当に対する支援（新規）➢ NICU等に長期入院している小児が在宅療養へ移行するための地域療育支援施設(仮称)を設置する病院への支援（新規）➢ 在宅に移行した小児をいつでも一時的に受け入れる病院に対する支援（新規） <p>③ 平成22年度税制改正案</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置の延長

医師確保対策について

課題	政府の取組
<p>【医師の診療科偏在】 産科、救急など特定の診療科の医師が不足している。</p> <p>【医師の地域偏在】 対人口比で見ても、全国的に大都市に医師が集中し、周辺地域やへき地で医師が不足している。</p> <p>【病院の勤務医の過重労働】 病院の医師が夜勤・当直などで疲弊し、病院の医師不足に拍車をかけている。</p>	<p>◆医師養成数の増員</p> <ul style="list-style-type: none">➢平成21年度の医学部定員について、過去最大規模（8,486名）まで増員するとともに、平成22年度もさらに360名増員する予定 <p>◆救急、産科医療、へき地等の医師不足地域など地域医療に従事する医師の支援等</p> <ul style="list-style-type: none">➢救急、分娩、新生児医療を担う勤務医等の手当への財政支援<small>（新規：新生児担当医手当）</small>➢産科を希望する後期研修医の手当への財政支援➢地域への医師派遣に協力する医療機関への財政支援等 <p>◆病院勤務医の勤務環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none">➢女性医師の復職支援、院内保育所の整備等➢チーム医療推進の検討 <p>◆地域医療再生基金による支援</p> <ul style="list-style-type: none">➢都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく地域の医師確保等の取組を支援 <p>◆臨床研修制度の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none">➢診療科偏在・地域偏在を是正しながら良質な医師を養成するため、臨床研修制度を見直し、平成22年度から実施 <p style="text-align: right;">【文部科学省と厚生労働省が連携】</p>

総合(地域)周産期母子医療センター運営事業の大幅拡充

5,712,747千円(1,029,124千円)

※ 主な新規事業

・NICU運営費(新規) 3,709,585千円(0千円)

総合周産期母子医療センター

(対象経費) 医師等の確保に係る人件費、材料費等

(補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣が認める者<独立行政法人、国立大学法人及び一部の公立分除く>)

(補助率) 1/3(国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 約41,000千円(NICU 12床)<特別交付税措置の対象とならない民間病院等>

地域周産期母子医療センター

(対象経費) 医師等の確保に係る人件費、材料費等

(補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣が認める者<独立行政法人及び国立大学法人分除く>)

(補助率) 1/3(国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 約44,000千円(NICU 9床)<特別交付税措置の対象となる公立病院>

約79,000千円(NICU 9床)<交付税措置の対象とならない民間病院等>

・ GCU運営費（新規） 757,980千円（0千円）

総合周産期母子医療センター

（対象経費） 医師等の確保に係る人件費、材料費等

（補助先） 都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者〈独立行政法人、国立大学法人及び一部の公立分除く〉）

（補助率） 1／3（国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内）

（積算単価） 約38,000千円（GCU24床）〈特別交付税措置の対象とならない民間病院等〉

（創設年度） 平成22年度

地域周産期母子医療センター

（対象経費） 医師等の確保に係る人件費、材料費等

（補助先） 都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者〈独立行政法人、国立大学法人及び一部の公立分除く〉）

（補助率） 1／3（国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内）

（積算単価） 約29,000千円（GCU12床）〈特別交付税措置の対象とならない民間病院等〉

・ 母体救命強化加算（新規） 92,571千円（0千円）

（対象経費） 救命救急センターを併設し関係診療科を有する総合周産期母子医療センターに対する加算（医師等の確保に係る人件費）

（補助先） 都道府県（間接補助先：厚生労働大臣が認める者）

（補助率） 1／3（国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内）

（積算単価） 約18,000千円

新生児医療担当医確保支援事業(新生児担当医手当)(新規)

121,833千円(0千円)

過酷な勤務状況にある新生児医療担当医(新生児科医)の処遇を改善するため、出産後NICUへ入室する新生児を担当する医師に対し手当を支給する。

- (対象経費) 出産後NICUに入る新生児を担当する医師に対する手当
- (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)
- (補助率) 1/3(国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)
- (積算単価) 10,000円(新生児1人入院すること)

小児救命救急センター(仮称)運営事業(新規)

296,166千円(0千円)

救命救急センターの小児救命救急部門と同等の機能を有する小児の救命救急医療を担う小児専門病院・中核病院等について、小児救命救急センター(仮称)として位置づけ、運営に必要な経費を補助する。

- (対象経費) 医師・看護師等の確保に係る人件費、材料費等
- (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)
- (補助率) 1/3(国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内)
- (積算単価) 約222,000千円/1ヶ所

診療所の二次救急医療機関に対する診療協力への支援(新規)

229,491千円(0千円)

勤務医の負担を軽減するとともに、診療所医師の救急医療への参画を促し地域全体の救急医療体制の確保を図るため、地域の診療所医師が夜間・休日の診療支援を行う際の経費を補助する。

(対象経費) 医師人件費(派遣経費)

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 約5,000千円/1施設

消防法一部改正に伴う受入困難事案患者受入医療機関支援事業(新規)

450,683千円(0千円)

消防法改正に伴う受入困難事案患者を確実に受け入れることとなった医療機関に対して空床確保のための補助を行う。

(対象経費) 空床確保費

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(国1/3、都道府県2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 空床確保 約29,000円(1床当たり)

新人看護職員研修事業(新規)

1,687,508千円(0千円)

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員の質の向上を目的とした臨床研修は不可欠であり、保健師助産師看護師法等の改正（平成22年4月1日施行）を踏まえ、新人看護職員が臨床研修を受けられる体制を構築するための支援を行う。

1 新人看護職員研修事業

- (事業内容) ガイドラインに沿った新人看護職員に対する研修の実施。
- (補助先) 都道府県（事業主体：病院等）
- (補助率) 1/2（国1/2、都道府県1/2以内、事業者1/2以内）
- (対象経費) 研修責任者経費、教育担当者経費、諸謝・旅費、備品購入費など

2 外部研修事業

- (目的) 新人看護職員が少ない施設など単独で完結した研修が困難な施設が活用できる外部組織の研修の実施により、新人看護職員研修の着実な推進を図る。

① 医療機関受入研修事業

- (事業内容) 病院内の新人看護職員研修を公開し、他の病院等の新人看護職員を公募により受け入れた研修の実施。（複数月で実施）
- (補助先) 都道府県（事業主体：新人看護職員研修を行う病院等）
- (補助率) 1/2（国1/2、都道府県1/2以内、事業者1/2以内）
- (対象経費) 教育担当者経費、消耗品費、備品購入費など

② 多施設合同研修事業

- (事業内容) 病院等で行うガイドラインに沿った新人看護職員研修を補完する研修の実施。
- (補助先) 都道府県（事業主体：都道府県（委託可））、（補助率）1/2
- (対象経費) 諸謝金、旅費、会場借料、賃金など

3 研修責任者研修事業

(目的・事業内容)

適切な新人看護職員研修の実施体制の確保を図るため、研修責任者が新人看護職員研修の企画・運営等に必要な能力を習得するための研修の実施。

(補助先) 都道府県(事業主体:都道府県(委託可)) (補助率) 1/2

(対象経費) 諸謝金、旅費、会場借料、賃金など

4 新人看護職員研修推進事業

(目的・事業内容)

地域における連携体制を構築し、新人看護職員研修の着実な推進を図るため地域の関係者による協議会を設け、施設間連携を活性化するための方策や調整など協議し、施設同士の情報共有や連携・調整、アドバイザー派遣などの事業の実施。

(補助先) 都道府県(事業主体:都道府県(委託可))、 (補助率) 1/2

(対象経費) 諸謝金、旅費、会議費、会場借料、賃金など

事業区分		基準額(案)
新人看護職員研修事業 ※新人看護職員数は、当該年度の4月末時点の人数で、70名を上限とする。		
研修経費	(新人看護職員1名の場合)	440 千円
	(新人看護職員2名以上の場合)	630 千円
教育担当者経費(新人看護職員5名以上で、5名ごと)		215 千円
医療機関受入研修事業		
5名未満を受け入れる場合		113 千円
5名から9名受け入れる場合		226 千円
10名から14名受け入れる場合		566 千円
15名から19名受け入れる場合		849 千円
20名以上受け入れる場合		1,132 千円
20名を超える場合1名増すごと(30名を上限)		45 千円
多施設合同研修事業		2,019 千円
研修責任者研修事業		2,343 千円
新人看護職員研修推進事業		
協議会経費		4,815 千円
アドバイザー派遣経費		340 千円

周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置の延長（不動産取得税）

内容

周産期医療の連携体制を担う医療機関が周産期医療の用に供する不動産（分娩室、陣痛室、新生児室等）を取得した場合に、当該不動産の価格の2分の1を課税標準から控除する不動産取得税の特例措置について、適用期限を6年延長（控除割合は段階的に縮減）の上、廃止することとされた。

○ 本特例措置については、できるだけ早期の施設整備を促すインセンティブ効果を高めるため、新サンセット方式が導入され、控除割合は次のとおり段階的に縮減することとされた。

- 平成22年4月1日から平成25年3月31日までに取得：2分の1
- 平成25年4月1日から平成27年3月31日までに取得：3分の1
- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得：6分の1

